

議案第1号

社会福祉法人岩沼市社会福祉協議会職員就業規則の一部改正について

提案理由

本案は、別紙のとおり規則の一部を改正することについて、理事会の決議をお願いするものです。

社会福祉法人岩沼市社会福祉協議会職員就業規則の一部を改正する規則
社会福祉法人岩沼市社会福祉協議会職員就業規則（平成15年8月1日施行）の一部
を次のように改正する。

第12条を次のように改める。

（ハラスメント対策）

第12条 職員は、相手方の望まない行為により、他の職員に不利益を与える言動や就業環境を害すると判断される言動（以下、これらを総称して「ハラスメント」という。）を行ってはならない。

2 本会は、ハラスメントが生じないように、職場内にハラスメント相談員を配置し、職員の相談指導に努めるものとする。

第40条を次のように改める。

（解雇予告）

第40条 前条の規定により職員を解雇する場合は、30日前までの予告通知により、又はこれに代わる平均給与の30日分の予告手当を支払うことにより行わなければならない。ただし、労働基準監督署長の認定を受けて第51条に定める懲戒解雇をする場合及び試用期間中の職員（採用後14日以内の者に限る。）の場合は、この限りでない。

附 則

この規則は、令和3年1月1日から施行する。